

令和7年度西川町まちづくり団体活動補助金の概要

1. 目的

町内の任意団体による多様性のあるまちづくり活動を支援し、町民主体のまちづくり活動を推進するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 交付対象団体

- (1) 町内に活動拠点を有していること。
- (2) 3名以上で構成されていること。
- (3) 持続的な活動が期待できる団体であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を行っていないこと。
- (5) 当該年度において町等から運営補助等を受けていないこと。

3. 補助対象事業

- (1) 団体が主体的に取り組む地域の公共的な課題解決や魅力向上に向けた公益性のある事業
- (2) 町内外問わず、広域的な参加を求める寛容性の高い事業
- (3) 国、県又は町等が実施する他の補助金の対象とならない事業

4. 補助対象経費

講師等に係る謝金及び旅費
印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷代等）
消耗品費及び材料購入費
通信運搬費（電話料、郵送料等）
保険料
調査等委託費
使用料（会議室等賃借料、機器レンタル料等）
備品購入費（単なる備品購入とならないよう注意すること。）
その他町長が必要と認める経費

5. 補助率及び上限額

補助率：10/10 上限額：25万円

6．募集件数及び募集期間

募集件数：6 団体

募集期間：令和 7 年 2 月 28 日～3 月 25 日

7．すっだいことの提案会

応募があった団体の中から、コンペ形式で交付決定します。

申請団体の代表者による事業の説明をお願いします。

開催日時：令和 7 年 4 月 11 日(金)

8．審査項目

- (1) 町内のまちづくりに積極的に貢献できる事業であるか。
- (2) 明確な数値目標があり、達成が期待できる事業であるか。
- (3) 補助金交付終了後も持続可能な事業方針があるか。
- (4) 団体の構成員が多数多地区にわたり、広域的に活動しているか。

これまで交付を受けたことがある団体が同じ又は類似の事業をする場合、前年度の達成状況や実績を勘案して総合的に判断します。

9．実績報告(提出)期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

令和 8 年 2 月までに事業が完了した場合は、完了後 1 か月以内

【補助金申請手続きの流れ】

